

肝炎初回精密検査費用助成のご案内

埼玉県では、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、医療機関で初めて受けた精密検査費用を助成しています。

対象者

埼玉県内に住所を有する方で、以下の全ての要件に該当する方

1. 医療保険各法（後期高齢者含む）の規定による被保険者又は被扶養者
2. 下記のいずれかの肝炎ウイルス検査を受けて陽性と判定された方

- ・ 県が実施する委託医療機関での肝炎ウイルス検査を受けて陽性と判定された方
- ・ 県内の保健所が実施した肝炎ウイルス検査を受けて陽性と判定された方
- ・ 県内の市町村が実施した健康増進事業の肝炎ウイルス検診を受けて陽性と判定された方
- ・ 県内の市町村が実施する妊婦健診における肝炎ウイルス検査を受けて陽性と判定された方
- ・ 職域の肝炎ウイルス検査を受けて陽性と判定された方
- ・ 手術前検査の一環として肝炎ウイルス検査を受けて陽性と判定された方

3. 県又は県内の市町村のフォローアップ事業（定期的に状況確認の連絡を行うこと）に同意した方
4. 県が指定した医療機関において、初回精密検査を受けた方

日本肝臓学会肝臓専門医又は
埼玉県肝炎医療研修会受講修了医師が
所属する医療機関

陽性と判明してから**原則1年以内**(※)に
申請したものに限りです。

(※)妊婦健診：4年以内、手術前検査：2年以内

請求に必要な書類

- 「肝炎検査費用請求書（初回精密検査）」
- 助成対象となる検査に係る医療機関の**領収書**及び**診療明細書**（原本）
- 陽性と判明した**肝炎ウイルス検査の結果通知**（写し可）
- 職域検査受検証明書（職域の肝炎ウイルス検査を受け、保有している場合のみ）
- **フォローアップ事業参加同意書**（写し可）
- **住民票**（マイナンバー記載なし、申請日以前3か月以内に発行のもの）
- 振込先金融機関の口座がわかるもの（**預金通帳の写し**等）

助成の流れ

指定医療機関で精密検査を
受診・検査費用を支払う



必要書類を揃えて
管轄保健所に申請



審査の上、
県が認めた額が
口座に振り込まれる



対象となる検査項目

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります（医師が真に必要と判断したものに限りです。保険適用外の検査や診療明細書の発行に係る費用は助成対象となりません。）。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

申請窓口・問合せ先

保健所名	電話番号	管轄市町村一覧
南部保健所	048-262-6111	蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	春日部市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市

保健所名	電話番号	管轄市町村一覧
加須保健所	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
さいたま市保健所	048-840-2214	さいたま市
川越市保健所	049-229-4126	川越市
川口市保健所	048-423-6726	川口市
越谷市保健所	048-973-7531	越谷市

埼玉県 肝炎初回

検索

